



ZER

O

C

A

N

P

E

R

S

A

M

E

C

A

T

I

S

U

R

C

A

B

D

E

F

G

H

I

J

K

L

M

N

O

P

Q

R

S

T

U

V

W

X

Y

Z

A

B

C

D

E

F

G

H

I

J

K

L

M

N

O

P

Q

R

S

T

U

V

W

X

Y

Z

A

B

C

D

E

F

G

H

I

J

K

L

M

N

O

P

Q

R

S

T

U

V

W

X

Y

Z

A

B

C

D

E

F

G

H

I

J

K

L

M

N

O

P

Q

R

S

T

U

V

W

X

Y

Z

A

B

C

D

E

F

G

H

I

J

K

L

M

N

O

P

Q

R

S

T

U

V

W

X

Y

Z

A

B

C

D

E

F

G

H

I

J

K

L

M

N

O

P

Q

R

S

T

U

V

W

X

Y

Z

A

B

C

D

E

F

G

H

I

J

K

L

M

N

O

P

Q

R

S

T

U

V

W

X

Y

Z

A

B

C

D

E

F

G

H

I

J

K

L

M

N

O

P

Q

R

S

T

U

V

W

X

Y

Z

A

B

C

D

E

F

G

H

I

J

K

L

M

N

O

P

Q

R

S

T

U

V

四旬節×排除ZEROキャンペーン

昨年9月27日に「排除ZEROキャンペーン」が始まってから最初の「四旬節」を迎える、今回は、日本カトリック難民移住活動者委員会の関係団体（教区別支援センターや難民支援団体のネットワーク）の皆様にもご協力いただき、日本に住む外国籍の方々の「呼び」を特集しました。私たちの身近な隣人の「呼び」に皆で真摯に向き合いましょう。また、カリタスジャパンが支援先の国で聴いた、移住労働経験者の「呼び」にも耳を傾けてください。

「さけ 呼び」特集

孤立 差別
排除 摘取
人権侵害

仮放免者の呼び

生きる権利を求めて

入国管理局は2017年10月から、仮放免者（在留資格のない状態で、収容を解かれている人）のほぼ全員に対し「就労を禁止する」という条件を付けるようになりました。そして、違反が発覚した場合、仮放免許可を取消し、収容施設に収容するという大変厳しい運用を行なっています。

「働かないでどうやって生きてゆくの？」「働いていることがばれて再収容されることを考えると眠れない」。そんな悲痛な呼びは、日に日に大きくなっています。

仮放免者の中には、30年近く日本に滞在している人、子どもが日本の中学校、高等学校、大学、大学院に通つておらず日本語しかできない家族、祖国で受けた迫害が原因のTSD*で治療を続けている難民申請者がいます。

家族を養うため月8万円程度の就労をしたことを理由に仮放免を取り消され、再収容された男性が「人間が、人間らしく尊厳を持って生きてゆく権利=生存権」を求めて訴えを起こしています。

*心的外傷後ストレス障害

長期被収容者の呼び

犯罪者のように

長崎には長期収容型の大村入国管理センターがあり、現在100名以上の外国人が収容されています。ほとんどが関東や関西から移送されてきた人々です。

10月に移送されてきた男性は、犯罪者のように暗い護送車に揺られ、高速道路サービスエリアでトイレのみが許され一日かけて大村に着き、疲れ切っていました。難民認定申請中の彼は、これまで仮放免を8回申請してきましたが全く許可がおりません。「妻が面会に来てくれていたのがせめてもの慰めであったのに、会いに来るにも遠すぎる長崎までどうして移送されなければならないのか」と訴えます。

技能実習生として渡日するも、劣悪な就労環境のため逃亡した後、身柄を確保され収容を余儀なくされた人もいます。「技能実習生になるために祖国で借金して来て、職場で危険を感じて逃げただけ。未だに還付金*ももらえない状況なのに、入管は、早く自分の国に帰った方がいいという」。

近年、各地の入管収容所で全くと言っていいほど仮放免許可がおりず、また非人道的な強制送還の回数も増えてきた中で聞こえてくる被収容たちの呼びです。

*社会保険の脱退一時金など

アフリカ人女性難民申請者の呼び

明日がきたらもう目覚めない方がいい

日本に逃れてきた難民の中には、家がない、その日食べるものがなく、病院での治療費が払えないといった困窮状況に置かれる人も少なくありません。

2008年に来日したアフリカ人女性は、裁判で勝訴し、2016年にやっと難民として認められました。8年もの間、彼女は就労の許可がないため仕事について自立することもできず、健康保険にも加入できず、日本に在留する資格や住民票などもない中で、先の見えない生活を強いられていました。

公的な生活支援金（保護費）も裁判中は受給できず、「明日、朝がきたらもう目覚めない方がいい」と言って支援団体に連絡をしてきました。

このように、政策が実態に追いついておらず、難民の最低限度の安全と生活が確保できない状況が生まれています。

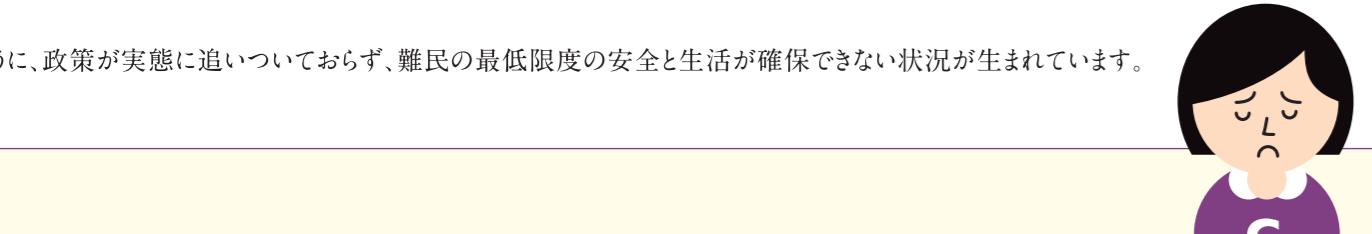
難民申請者の呼び

家族の身を案じながら、ゼロから生きる

単身で来日したある男性は、難民としては認められませんでしたが、半年で人道的な配慮から在留特別許可を受けました。安心したのも束の間、同時にそれまで受給していた保護費が停止され、公的な定住支援もありません。家族をいち早く呼び寄せたいと思っていたが、民間のシェルターで暮らしていた彼は、自立するための住居も仕事もすぐにはみつかりませんでした。普段は自分の思いや感情を一切表に出さない人でしたが、子どもの話をする時だけは柔らかい表情になり、家族を思う強い気持ちが伝わってくるようでした。

その後、困窮者支援事業を通じて、一時的な生活費を支援することができ、現在は、奥さん、娘たちとともに日本で暮らしています。

*カリタスジャパンも一部支援



ある技術実習生の呼び

マーチ・イン・マーチ
(「生活と権利のための春の外国人労働者総行動」)に参加するNさん



わたしも人間です

技能実習生として来日したカンボジア人のNさんは、建設業の会社で働きました。建設現場での仕事はたいへん厳しく、休憩時間もほとんどありませんでした。十分な安全教育がないままに水道管の埋め立て工事をさせられ、人差し指を切断するほどの大きな怪我を負いましたが、会社は労災手続きもりませんでした。そして2ヵ月の入院を経て仕事に復帰したNさんは、日本人の同僚や上司から「仕事できない」「国に帰れ」と怒鳴りつけられ、さらに「カンボジア人あはう」「日本にもどってくるな」などのひどい暴言や、殴る蹴るの暴行をうけるようになりました。Nさんのヘルメットは、ハンマーで殴られたために、ひびが入ってしまいました。

食べられず夜も眠れなくなり追い詰められたNさんは、日本に来ていたお姉さんのものに逃げ、労働組合に助けを求めました。病院を受診し「うつ病」と診断されました。労働組合に加入してたたかい、Nさんの指の切断事故およびうつ病は「労災」との認定を得ることができました。

「日本に来る前、日本はよい国だと思っていた。でも本当に酷かった。日本に来る前にたくさんのお金を払ったので、もっと仕事がしたかった。でも、うつ病で働けなくなってしまった。わたしも人間です。人間として同じに扱ってほしい」

Voices of migrant women survivors of domestic violence

移住女性DVサバイバーの呼び

移住女性たちの話は、恐れや疑惑、不安、そして罪の意識やラウマ、不満、そして時に、家族の中で経験した不当な関係性に対する怒りで溢れています。

「私が家ですることに夫はいつも文句を言います。洗濯機への洗剤の入れ方のよなよこよで、夫のやり方が正くて、私のやり方が間違っていると、夫に説明しようとすると喧嘩になって、息がきかなくなるまで首を絞められたことも何度かありました」

「夫の支えがないと、私一人では子どもたちを育てることができないから不安なんです。公共料金の支払い方も知りません。夫はよく、彼なしでは私は日本で生きていけないと言いました。夫のことは怖いけれど、夫のものも離れるのもまた怖いんです」

「結婚当初、夫は毎晩性交を求めてきました。拒否したら夫は私をひっぱたくと思うと怖かった。離婚を考えました。でも躊躇したのは、性交のことが理由で離婚なんてしないだろうと思ったから。何が起きたかフィリピンの実家の近所に住む人たちが知ったら、会うのが恥ずかしいと思ったんです」

「7年虐待に耐えました。逃げられませんでした。私の在留許可はすでに切れています。私たちには子どもがいました。夫からは、逃げたら私はフィリピンに強制帰国せられる、そうしたら子どもたちには会えなくなると、いつも脅されています。子どもたちと別れたたくない」

「子どもたちを殺して自分も死ぬことを考えます。父親のいない子どもたちなんて考えられないから。私が育った家庭は崩壊していました。同じことが子どもたちにも起こってほしくなかった。だから夫のもとに戻ったのですが、再び虐待と支配が始まりました」

「危険な決断でしたが、オーバーステイにはなりたくなかったのです。だから夫のところに戻りました。在留許可を延長するために夫のサポートが必要だったからです」

「移住女性たちが、虐待を受ける環境を離れて、子どもたちと一緒に生活を始めるのはさらに困難です。彼女たちは、虐待に耐える傾向があります。虐待する夫によって植え付けられたネガティブな自己イメージによるものと考えられます。無力な自分の、夫なしの生活というイメージに悩まされる、このような支配は夫から逃げ出した後も続くのです」

技能実習制度とは

技能実習制度は、「開発途上地域等への技能・技術・知識の移転による国際協力」を目的としています。しかし、実態としては、人手不足の中小零細企業を中心に戦略を確保する手段となっています。この建前と実態の乖離から様々な矛盾が生まれ、多くの人権侵害が指摘されています。

1993年に始まった技能実習制度は、それまでの「研修」に接木される形でスタートし、2010年には在留資格「技能実習」が創設され、労働法が全面的に適用されました。それでも問題解決に向かわなかったため、16年に、特定の在留資格に対する単独立法としては初めて技能実習法が制定されました。

技能実習では在留者数は、11年末の141,994人から17年6月末には251,721人(77.3%増)と急増しています。技能実習法の制定に伴い、一定の規制強化が図られましたが、他方で大幅な受け入れ拡充策も導入されており、問題の拡大が懸念されます。

厚生労働省からも、「残業手当の時間単価が実習1年目は300円、2年目は400円、3年目は450円」「繁忙期の人手不足で、1ヶ月最長130時間程度の違法な時間外労働」などが報告されています。このほか、技能実習生の意思に反する強制帰国、劣悪な居住環境、送り出し機関への手数料等の高額な支払い、性的暴行など、人権侵害は深刻です。

これらの背景として、技能実習生には原則として実習先の変更が認められないこと、また、来日する前の事前研修費や渡航にかかる手続き費用等の支払いのために極めて高額な借金を背負っていることがあります。その結果、問題があつても実習

外国人技能実習生の実習実施機関に対する監督指導、送検の状況



支援先の国からの呼び

Sri Lanka



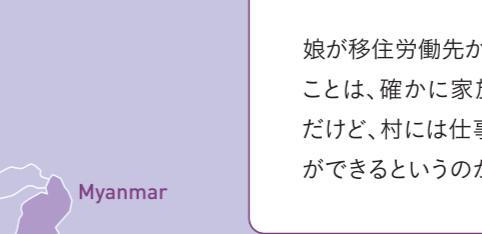
Sri Lanka

今日は運が悪かっただけ。そして、また移住労働を求めて旅立つ。過酷な生活の繰り返し。どうにか、生計を立てていくためのいい方法はないのか。

移住先では過酷な生活が待ち受けていた。食事が与えられない、契約と違う仕事、給与ももらえない。そんな経験を他の人に繰り返してほしくない。だから、私は今、安全な移住労働のためのコミュニティ活動に関わっている。

村の中で暮らしても、仕事がない。希望がない。子どもに残せるものがない。外国へ出稼ぎ労働に出た人が大きな家を建てた。素敵だった。私は小さな息子がいる。子どものための将来を求めて、自分も働きに出た。住所もわからない場所で暮らす日々。借金返済が先だ、と言わゆる、仕事仲介手数料が借金となつたことを知られると、だから、給料は払われない。外出は認められず、外との交流が持てない。契約と違う、と言えば、銃をつけられる。そんな時、ラジオからのホットライン情報が流れた。「不正に扱われている移住労働者救済のための直通電話番号」。ここへのアクセスが私の命を救った。そして、今こうやって、私はわが子の近くに居ることができる。

Sri Lanka



Sri Lanka

娘が移住労働先から戻り、傍にいることは、確かに家族の喜びとなる。だけど、村には仕事がない。家族を養っていくためには何ができるのか…。

テレビで観る華やかな世界に憧れた。紹介してくれた話を真に受けた。ベビーシッターだと信じ、英語の勉強もしたいのでシンガポールへ渡った。移住労働先では、食事も与えられず、家庭の重労働にただただ耐えた。苦しかった。孤独だった。庭先で倒れ、見も知らない人に助けられた。そして、命を救われた。

Myanmar



Myanmar

移住労働先の生活が素晴らしいわけではない。楽しくもない。だからと言て他に何ができるのか! 村には仕事がない。家族を養っていくためには何ができるのか…。

テレビで観る華やかな世界に憧れた。紹介してくれた話を真に受けた。ベビーシッターだと信じ、英語の勉強もしたいのでシンガポールへ渡った。移住労働先では、食事も与えられず、家庭の重労働にただただ耐えた。苦しかった。孤独だった。庭先で倒れ、見も知らない人に助けられた。そして、命を救われた。